

## 広島県警察ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島県警察ホームページ(以下「県警ホームページ」という。)に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさは、縦50ピクセル×横190ピクセルとする。
- (2) データ容量は、15KB以下とする。
- (3) ファイルの種類は、「PNG」、「GIF」又は「JPEG」の静止画とする。
- (4) 文字色と背景色のコントラストは十分に取られ、文字が読みやすくなるよう配慮する。
- (5) 文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮する。
- (6) 広告のALTテキストは、「広告：」で始まり、「広告：」を除き30文字以内とする。

(掲載に適さないもの)

第3条 広告の画像及びそのリンク先のページの内容は、広島県警察(以下「県警察」という。)の事務又は事業の実施に支障を及ぼさないものとし、次の各号のいずれかに該当するものは、県警ホームページに掲載しない。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反しているもの又は反するおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の氏名広告
- (7) 人権侵害、差別又は名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥しようとするもの
- (9) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- (10) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (11) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、公共安全と秩序の維持に反するなど、県警ホームページに掲載する広告として適当でないと認められるもの

(広告の募集及び掲載)

第4条 広告枠に掲載することができる広告の募集は、県警ホームページなど県警察の広報媒体等を利用して行う。

- 2 広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項の規定により募集する。
- 3 第1項又は第2項の募集に応じ、掲載申込みのあった広告については、この要領に定めるところに従い、掲載の可否を決定するものとする。

(広告掲載の申込み等)

第5条 広告の掲載を希望する者(以下「広告主」という。)は、県警察に対し別記様式第1号により広告掲載の申込み等を行うものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、月を単位とし、広告を掲載しようとする月から翌年の3月末までの間とする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、広告1枠あたり、月額7,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

- 2 広告掲載料は広告の掲示費用とし、広告デザイン等広告作成に要する費用は広告主の負担とする。
- 3 掲載期間が1か月に満たない場合は、その月の現日数を基礎として日割計算により算出した金額とし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(広告掲載決定の優先順序)

第8条 県警察は、第5条の規定により広告掲載の申込み等があった場合(第3条各号のいずれにも該当しないものに限る。)は、次に掲げる順序により、掲載する広告の選定に努めるものとする。

- (1) 県の施策と密接に関係する法人及び団体の広告
  - (2) 国又は地方公共団体が出資し、又は出せんする法人及び団体の広告
  - (3) 公益法人及び公益的団体の広告(前二号に掲げるものを除く。)
  - (4) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告
  - (5) 私企業又は事業を営む個人であって県内に事業所、事務所等を有するものの広告(前号に掲げるものを除く。)
  - (6) 前各号に掲げるもの以外の広告
- 2 前項の規定による順序が同じ広告が複数ある場合は、広告の掲載を希望する期間の長いものを優先させる。
- 3 前2項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより掲載する広告を優先できないときは、抽選により決定させる。

(広告審査会)

第9条 前条の規定により、掲載申込みのあった広告の内容について審査を行うため、県警察に広島県警察ホームページ広告審査会(以下「広告審査会」という。)を置く。

- 2 広告審査会は、委員長及び委員で構成する。
- 3 広告審査会の任務は、県警ホームページにおける広告主、広告物の内容等を審査することを任務とする。
- 4 広告審査会の委員長は総務部広報課長とし、委員長は、広告に関連する事務を所掌する課から委員を指名することができる。
- 5 委員長は、審査において必要があると認める場合、警察本部内関係所属長に調査を依頼し、広告審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 6 広告審査会の庶務は総務部広報課において処理する。

(掲載広告の決定)

第10条 県警察は、第5条の規定による掲載申込みがあったときは、前条で定める広告審査会による審査を経て掲載の可否を決定する。

- 2 県警察は、前項の規定により掲載する可否を決定したときは、申込者に対し、その決定の内容を別記様式第2号による広島県警察ホームページ広告掲載決定通知書又は別記様式第3号による広島県警察ホームページ広告非掲載決定通知書により通知する。

(広告掲載料の納付)

第11条 前条第2項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者は、県警察が指定する期日までに掲載期間に係る広告掲載料を知事が発行する納入通知書により一括で納付しなければならない。

- 2 掲載期間中に消費税率の改正があった場合には、差額分を施行後1か月以内に知事が発行する納入通知書により納付するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告原稿(画像データ)は、広告主が自己の負担により作成し、県警察が指定する期日までに県警察に提出しなければならない。

- 2 県警察は、前項の規定により提出された広告原稿(画像データ)の内容及びリンク先が第3条各号に該当するものでないこと、法令及びこの要領に違反していないことを確認しなければならない。
- 3 県警察は、前項の場合において、提出のあった広告原稿(画像データ)が適当でないと認めたときは、広告主に対し、広告原稿(画像データ)又はリンク先の変更を求めるものとする。
- 4 広告原稿(画像データ)の作成については、この要領に定めるもののほか、必要な事項を仕様書として別に定める。

(広告の掲載)

第13条 県警察は、広告掲載料が納付され、かつ、前条の規定により提出のあった広告原稿(画像データ)を適当と認めたときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

(広告内容等の修正等の指示)

第14条 県警察は、広告の内容等がこの要領に反すると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の修正等を指示することができる。

- 2 広告主は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告内容等の変更)

第15条 広告主は、事業の実施期間内において、広告の内容等を原則として月単位で変更することができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに別記様式第4号により県警察に届け出るとともに、第12条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第12条の規定を準用する。

(広告掲載の取消し)

第16条 県警察は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 法令又はこの要領の規定に反すると判断したとき。
- (2) その他県警ホームページへの広告掲載が不適切であると判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第17条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、別記様式第5号により県警察に申し出なければならない。
- 3 県警察は、前項の規定による申出があった場合には、直ちに、掲載した広告を取り下げるものとする。
- 4 県警察は、前項の規定により広告掲載を取り下げた場合であって、取り下げた日の属する月の翌月から起算した掲載決定期間の残りの月数が3か月以上であるときは、当該残りの月数から広告掲載の事務手続に要する期間として2か月を減じた月数に相当する広告掲載料を返還するものとする。
- 5 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(リンク先の変更)

第18条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して10日前までに別記様式第4号により県警察に届け出るものとする。

(受託者の責務)

第19条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に係るすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第20条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

- 2 前条に定めるもののほか、広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかった場合は、掲載できなかった期間に応じた広告掲載料を返還する。
- 3 前項の場合において、掲載期間が1か月に満たないこととなった月の広告掲載料の返還額は、広告掲載料の月額から第7条第3項の規定により日割計算した広告掲載料を差し引いた額とする。
- 4 県警察が県警ホームページの運営を一時停止した場合（一時停止の期間が連続して24時間以内の場合に限る。）は、前2項の規定にかかわらず、その広告掲載料を返還しない。ただし、一時停止の期間が連続して24時間を超える場合は、24時間を1日に換算して、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(協議)

第21条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県警察と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、県警ホームページへの広告掲載について必要な事項は、別に定める。